

## 都区のあり方検討委員会における検討状況について

都区のあり方を根本的かつ発展的に検討するために、平成 18 年 11 月に都区協議会に都区のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置された。また検討委員会のもとに、専門的な事項を検討するための都区のあり方検討委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置き、①都区の事務配分 ②特別区の区域のあり方 ③都区の税財政制度 等について検討を進めてきた。

平成 22 年度は、平成 22 年 4 月から平成 23 年 1 月までに幹事会を 5 回開催し、検討対象とした 444 項目について、都区の事務配分の方向付けを全て終了した（別表「都区の事務配分に関する検討結果」のとおり）。

今年度の幹事会における検討状況については、今後、検討委員会に報告されることとなる。また、具体化を行うための検討体制については、幹事会において今後検討が行われる。

【別表】都区の事務配分に関する検討結果

区分	検討対象項目							
	方向性整理							検討対象外と整理
	区	役割の検討	是非の検討	都	その他			
<b>1. 法令に基づく事務</b>	<b>336</b>	<b>270</b>	<5> 53	<2> 30	64	122	1	<b>66</b>
①一般には市に属する事務で、法令により都が処理することとされている事務	6	6			5		1	
②建築主事設置市及び保健所設置市の事務で、法令により都が処理することとされている事務	6	6	1		5			
③法律により一定の要件を満たす市が処理できることとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれているものの、政令により具体の指定を受けていない事務	11	9	7		2			2
④法律により一定の要件を満たす市が処理できることとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれていないもの	92	78	<5> 34	<2> 22	22			14
⑤府県事務で、他府県において事務処理特例制度により市が処理している事務	77	51	8	8	19	16		26
⑥上記以外の府県事務	144	120	3		11	106		24
<b>2. 任意共管事務</b>	<b>108</b>	<b>99</b>			37	<10> 62		<b>9</b>
<b>合計</b>	<b>444</b>	<b>369</b>	<5> 53	<2> 30	101	<10> 184	1	<b>75</b>

(注) ・< >の数字は、「是非の検討」とした事務を含む項目の数を内書き  
 ・「役割の検討」は「都区の役割を見直す方向で検討」の略、「是非の検討」は「都区の役割の見直しの是非を引続き検討」の略  
 ※「その他」は、「税財政制度のあり方」に係る課題として整理したもの。